

## 質問書に対する回答

契約件名		上信越自動車道 西屋敷第二橋補修工事	
番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 13-6 鉄道 保安要員の配置	P 2-P 3間の吊足場の設置・解体時に線路の停電を実施する際、通常は、記載の工事管者の他に線閉責任者、停電責任者、停電作業員、列車見張員が必要になると思われませんが、その費用はどの単価項目及び割掛項目に含まれると考えるべきでしょうか	吊足場設置解体時に必要な人員は特記仕様書 1 3 - 6 に示すとおり鉄道保安要員（工事管理者）のみとし、これに要する費用は 1 3 - 7 に示すとおり諸経費に含まれます。 なお、鉄道管理者との協議等により変更が生じた場合で、線閉責任者、停電責任者、停電作業員、列車見張員の人員を要する場合は変更協議の対象となります。
2	特記仕様書 13-6 鉄道 保安要員の配置	P 2-P 3間の吊足場内作業においても通常は、工事管理者及び列車見張員が必要と思われませんが、その費用はどの単価項目及び割掛項目に含まれると考えるべきでしょうか。	上記回答（1）のとおりです。